

新型コロナウイルス感染症に関する支援情報	…2
まちの話題	…3
特集■注意! インターネットを悪用した人権侵害	…4~5
園児募集	…6~7
就学時健康診断のお知らせ/学校支援ボランティアだより	…8
資源回収のお知らせ/農業委員会だより/家屋評価	…9
粗大ごみ収集のお知らせ	…10
新型コロナウイルスに伴う傷病見舞金/追納制度/民児協だより	…11
世界アルツハイマー月間/じんけん	…12
保健師だより	…13
図書館	…14
博物館/戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	…15
公民館だより/お知らせ	…16
お知らせ/足腰シャキット/介護者さんのおしゃべり会/心配ごと相談	…17
保健業務/広場の案内等/子どものけんこう	…18
し尿/クロスワード/ひとのうごき/おめでた・おくやみ	…19



まちの情報紙



2020

9

No.877

企画課 (有)2-2018 (電)48-8122 (F)48-0157

新型コロナウイルス感染症対策補正予算 約1億8千万円

6月定例会・7月臨時会において、新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算が成立しました。
主な取り組みは以下の通りです。

感染拡大の防止対策

感染症対策に対応した必需物品(マスク)の購入

600万円

総務課

避難所等における感染症対策必需物品(非接触体温測定機、間仕切り・防護服等)の購入

1,016万円

総務課

園・学校等における感染症対策物品(非接触体温測定機、消毒液等)の購入等

497万円

教育総務課

公共空間での感染機会を削減するための必需物品(非接触体温測定機、アルコール噴霧器)を購入

270万円

生涯学習課他

事業継続支援対策

特産物生産事業者のそば、にんじん種子の購入等への補助

216万円

産業環境課

コロナに強い環境整備・地域経済回復対策

地域経済活性化・キャッシュレス決済普及推進事業
令和2年9月1日の基準日において多賀町の住民基本台帳に記録されている方1人につき商品券またはQR決済ポイント5千円分を配布 ※9月中旬に全世帯へ通知し、11月から随時配布予定です。

4,700万円

企画課・産業環境課

子育て世帯を支援し、3密対策をおこなうための第2学童保育施設の建設

6,900万円

教育総務課

コロナに強い環境整備・地域経済回復対策

公共交通(湖国バス)のキャッシュレス化に必要な経費を支援

462万円

企画課

公共交通の経営持続化に資するバス車両の入れ替えに要する経費を支援

700万円

企画課

教育支援対策

小学校・中学校の全児童・生徒分学習用コンピュータ端末の購入

2,790万円

教育総務課・学校教育課

スクール・サポート・スタッフを小学校・中学校に配置

413万円

学校教育課



▲非接触体温測定機



▲地域経済活性化・キャッシュレス決済普及事業



6月29日

「サークルさくら」の活動を紹介します

6月29日に、平成30年度「脳力アップ教室」卒業生による自主活動グループ「サークルさくら」のメンバーが作成したポスターを寄贈していただきました。

一つ目は、「ゆいちゃんがばろう多賀 ～コロナウイルス予防～」をテーマに作成。メンバー一人ひとりからのメッセージが記載されており、風車をモチーフにコロナウイルスを寄せ付けないぞという強い思いが込められています。ゆいちゃんの頭の上に

あるだるまもポイントです。

二つ目は折り紙によるパッチワークです。色とりどりの折り紙で作成され



▲ゆいちゃんがばろう多賀

ており、見て楽しむことができます。寄贈していただき、ありがとうございました。



▲折り紙によるパッチワーク

7月1日

「第70回 社会を明るくする運動」内閣総理大臣メッセージ伝達式

今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため町長室で、「第70回 社会を明るくする運動」の内閣総理大臣メッセージ伝達式がおこなわれました。この伝達式は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、社会を明るくする運動の強調月間である7月の初めに毎年おこなわれるものです。今年は、町内の保護司の皆さんが見守る中、保護司の多賀昌宏さんからメッセージが伝達されました。

また、犯罪や非行をした人たちの就労支援に関するメッセージの伝達



▲内閣総理大臣メッセージ伝達

もおこなわれ、改めてこの運動の大切さを考える良い機会となりました。



▲就労に関するメッセージ伝達

7月13日

滋賀県電気工事工業組合から投光器の寄贈

滋賀県電気工事工業組合より安心安全なまちづくりのために有効活用していただきたいと、昨年度の発電機につづき、今年度は防水対応バッテリー付投光器の寄贈いただきました。災害時やイベント等で活用させていただきます。

ありがとうございました。



▲防水対応バッテリー付投光器



▲活用させていただきます

注意! インターネットを悪用した人権侵害

インターネットには、掲示板やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が進む一方で、その利用に際して、他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。安易な書き込みでほかの人の人権を傷つけないために、インターネットの特性を踏まえた上で、インターネット上で起こり得る人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用することが大切です。

1.どんなことが人権侵害になるの?

→他人の個人情報を流したり、誹謗中傷や無責任なうわさを広めたりすることも人権侵害

インターネットでは、自分の名前や顔を知られることなく発言することができます。そのため、匿名性を悪用した人権侵害が発生しています。最近では、いじめなどの事件をきっかけに、インターネット上に、不確かな情報に基づき、その事件の関係者と思われる人たちの個人情報を流す書き込みがおこなわれたり、誤った情報にもとづいてまったく関係のない人たちを誹謗中傷(根拠のない悪口や嫌がらせ)する書き込みがおこなわれています。

インターネットでは、いったん掲示

板などに書き込みをおこなうと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは簡単ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の名誉を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な重大な損害を与える危険があります。このような人権侵害は、名誉毀損等の罪に問われる可能性もあります。

平成31年および令和元年(2019

年)中に法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局が処理したインターネットを利用した人権侵害事件の数は1,877件。このうち、特定の個人について、根拠のないうわさや悪口を書き込むなどして、その人の社会的評価を低下させるといった名誉毀損に関する事件と、個人情報や私生活の事実にかかわる内容などを本人に無断で掲載するといったプライバシー侵害に関する事件の2つで、人権侵害事件全体の約8割を占めています。

2.インターネットでの人権侵害を防ぐには?

→インターネットを利用するときも、ルールやモラルを守り、相手の人権を尊重しましょう

インターネットを利用するときも、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。お互いの顔は見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ自分と同じ人間であるということを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。

インターネットは発信者が特定で

きないものではありません。捜査機関等による発信者の特定は可能です。掲示板やSNSで、匿名で書き込みをおこなっても、責任を持っておこなう必要があるということを覚えておきましょう。

インターネット上の人権侵害を防ぐために

- 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない

- 差別的な発言を書き込まない
- 安易にあいまいな情報を書き込まない
- 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する

※プロバイダ責任制限法

プロバイダ責任制限法(「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律」)では、インターネット上で人権侵害の被害にあったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や情報の発信者に関する情報の開示を請求する権利などについて次のように定めています。

◎発信者情報の開示

被害者は、被害者の権利が侵害されたことが明ら

かであって、損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由がある場合、プロバイダに対し、権利侵害の情報の発信者(掲示板やSNSなどに書き込んだ人)の氏名、メールアドレス、住所などの情報の開示を請求することができます(第4条1項)。

◎プロバイダの責任の制限など

プロバイダは、インターネット上で他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または他人の権

利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときには、被害者に対して損害賠償責任を負うことがあります(第3条1項)。また、インターネット上の情報を削除した場合に、その情報が他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったときなどには、必要な限度において削除したことについて発信者から責任を問われることはありません(第3条2項)。



3.インターネット上で人権侵害があったときは?

→プロバイダなどに情報の削除依頼を

掲示板やSNSであれば、被害者は、その運営者(管理人)に削除を求めることができます。さらに「プロバイダ責任制限法」という法律などにより、被害者は、プロバイダやサーバの管理・運営者など(以下、「プロバイダ」と言います)に対し、人権侵害情報の発信者(掲示板やSNSなどに書き込んだ人)の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができるようになって

います。開示請求や削除依頼をおこなう

際には、証拠として保存するために、メールや文書でやり取りをするとともに、誹謗中傷等にあたる書き込みや動画などが掲載されている掲示板のURLやアドレスを控え、該当する画面や動画は、スクリーンショット等で保存しておきましょう。

ただし、削除依頼をしたことが公表されるタイプの掲示板では、削除依頼をしたことにより、誹謗中傷の内容に再び注目が集まり、冷やかしやなりすましの書き込みが増え、結果的に被害が拡大してしまう可能性も考えられ

ます。また、掲示板によっては、削除依頼をした人の氏名やメールアドレスなどの個人情報が掲載されてしまう場合もあります。

削除を依頼するかどうか、その際に個人情報を入力するかどうかは、これらのリスクについても考え、慎重に判断しましょう。もし自分で対応することが不安なときは、法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局およびその支局(以下「法務局」といいます)の相談窓口にご相談

4.被害者自らが削除を求めるのが困難なときは?

→法務省の人権擁護機関が削除を要請

被害者自らが削除を求めることが困難な場合は、法務局にご相談ください。

法務局では、まず、プロバイダへの発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除依頼の方法についてアドバイスするなど、被害者自らが被害を回復・予防を図るための手助けをします。

また、このような手助けをしても被

害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な場合や被害者からの削除依頼にプロバイダが応じないなどの場合は、法務局が、プロバイダへの削除の要請をおこないます。法務局からの削除要請は、被害者からの被害申告を受けて、被害者が受けたインターネット上での人権侵害について法務局が調査を実施し、名誉毀損

やプライバシー侵害に該当する場合などにおこないます。

相談窓口

インターネット人権相談窓口(HP)<http://www.jinken.go.jp/>
みんなの人権110番(電)0570-003-110

(取材協力:法務省 文責:政府広報オンライン)

教育総務課 (有)2-3746 (電)48-8123 (F)48-8155
 学校教育課 (有)2-3741 (電)48-8123 (F)48-8155

令和2年度(令和3年度入園) 「幼稚園」「保育所」「こども園」の園児募集について



幼稚園、保育所、こども園入園の手続きは保護者からの申請に基づき、町がお子さん一人ひとりについて保育の必要性の認定をおこない、認定証を交付します。併せて、各施設の利用調整をおこないます。

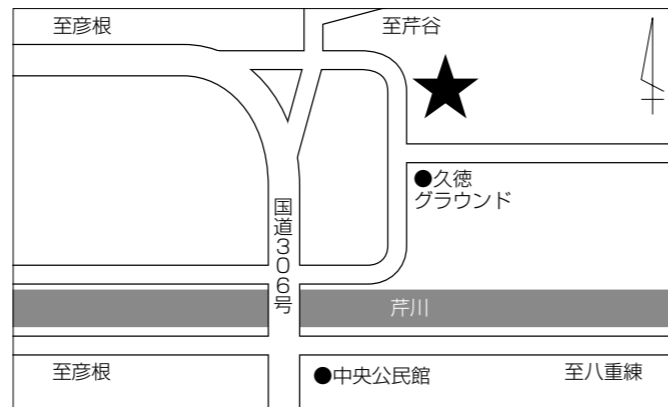
- 申込受付期間(幼稚園、保育所、こども園共通)** 10月8日(木)～30日(金) ※平日のみ
- 受付場所** 多賀町教育委員会事務局または各園(ただし、なつめ保育園は除く)
- 受付時間** 8:30～17:15

- ・幼稚園入園願書、保育所入所申込書、こども園入園申込書は、10月1日(休)から各園、子ども家庭応援センター、教育委員会事務局から配布します(ただし、なつめ保育園は建設工事のため配布および受付は教育委員会事務局となります)。
 ※継続児童の場合は、園を通じて配布します。
- ・産休や育児休業終了により、年度途中からの保育所への入所を希望される場合も、この期間内にお申し込みください。
 詳しくは、教育委員会事務局教育総務課へお問い合わせください。

幼稚園「多賀幼稚園」(多賀町久徳348番地)

学校教育法に基づき、幼稚園は3歳から小学校就学前の幼児を対象とした学校です。

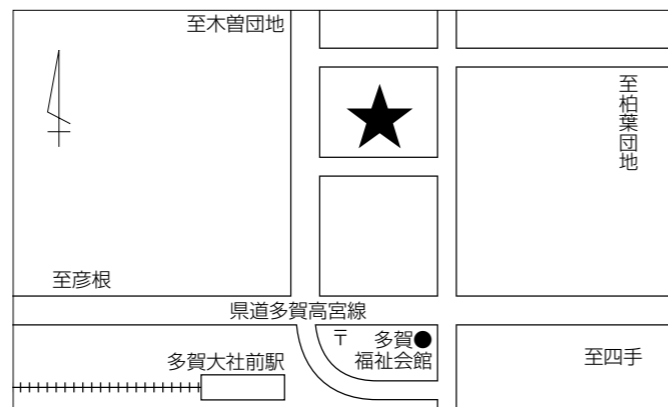
- 対象年齢** 満3歳～就学前 ※満3歳の誕生日を迎えた翌月から入園できます。
- 保育時間** 8:30～14:00 ※やむを得ない事情がある時は16時まで預かり保育をおこないます。
- 提出書類** 入園願書(施設型給付費・地域型保育給付費認定申請書兼幼稚園等入園願書)
- 入園資格** 本人とその保護者が町内に住所を有し居住している幼児



保育所「多賀ささゆり保育園」(多賀町多賀1508番地)

保育所とは、児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育するための児童福祉施設です。

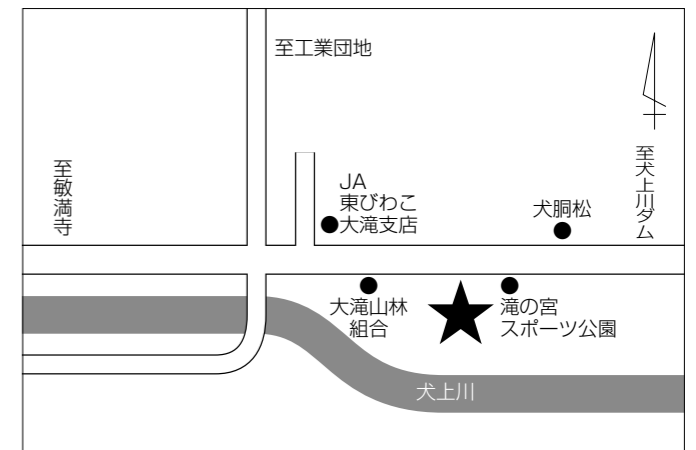
- 対象年齢** 6カ月～就学前
- 保育時間** 8:00～16:00 (早朝・延長保育…7:30～19:00)
- 提出書類** ①入所申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書兼保育所等入所申込書)
 ②入所基準が確認できる添付書類



幼保連携型認定こども園「大滝たきのみやこども園」(多賀町富之尾1586番地5)

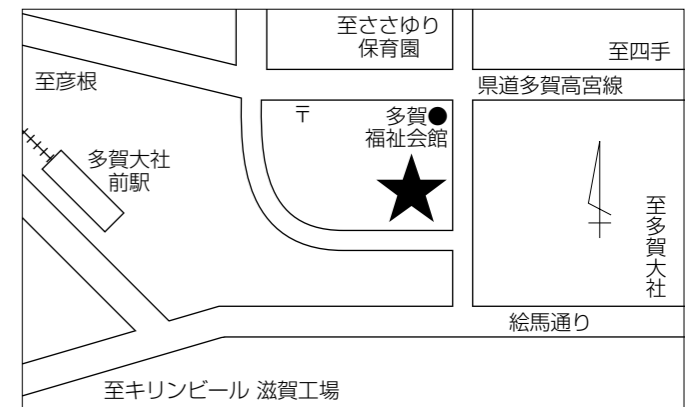
幼稚園と保育所両方の役割を果たすことができる施設です。

- 対象年齢** 6カ月～就学前
- 保育時間** 短時部…8:30～14:00
 長時部…8:00～16:00 (長時部早朝・延長保育…7:30～19:00)
- 提出書類** ①入園願書(施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書兼幼稚園等入園願書)または、入所申込書(施設型給付費・地域型施設型給付等支給認定申請書兼保育所等入所申込書)
 ②入所基準が確認できる添付書類(長時部のみ)



小規模保育事業所「なつめ保育園」【私立】(多賀町多賀1441-1)

- 対象年齢** 6カ月～2歳児
- 開所時間** 7:30～19:00(予定)
- 提出書類** ①入所願書(施設型給付費・地域型保育給付費等認定申請書兼保育所等入所申込書)
 ②入所基準が確認できる添付書類



入所基準と添付書類

両親等保護者が、次のいずれかに該当する場合で、かつ同居する親族等が児童を保育できないこと。(祖父母等で住所は別でも、町内にお住まいの場合は、入所基準に該当するか確認します。)

入所基準		添付書類	
1	就 労	昼間に仕事をしている場合	就労証明書、内職証明書
2	妊 娠 ・ 出 産 ・ 産 後	妊娠中であるか、または出産後間もないこと(産前2カ月、産後6カ月以内)	母子手帳の写し(出産予定日が明記してあるもの)
3	疾 病 ・ 傷 害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害がある場合	医師の診断書または障害者手帳の写し
4	介 護 等	同居の親族を常時介護または看護している場合	介護保険被保険者証・障害者手帳の写しまたは診断書
5	災 害 復 旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合	罹災証明書等災害復旧に従事していることが分かるもの
6	求 職 活 動	求職活動を継続的におこなっている場合	保育が必要な理由書、求職活動状況報告書
7	就 学	学校等で勉強をされている場合	在学証明書
8	そ の 他	育児休業取得中に、すでに保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合など(原則5歳児のみ)	継続利用が必要な理由書

※入所審査・決定について 入所申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書)の内容を審査し、入所の決定をします。入所希望者が多数の場合は、保育の必要度の高い順に入所を決定しますので、希望された保育所等に入所できない場合があります。入所が決定した場合でも、年度途中で家庭状況や入所要件が変わったときは、引き続き入所できないことがあります。

学校教育課 (有)2-3741 (電)48-8123 (F)48-8155

就学時健康診断のお知らせ

来春、小学校に入学される幼児(平成26年4月2日から平成27年4月1日生まれ)を対象に、就学時健康診断をおこないます。下記の健診日に必ず受診してください。

保護者の方には、事前に「健康診断通知書」と「健康診断票」をお渡ししますので、必要事項をご記入の上、当日必

ずご持参ください。1週間前までに通知書が届かない場合や、健康上の理由等でやむを得ず受診できない場合は、学校教育課までご連絡ください。

また、できる限り小さいお子さんの同伴をご遠慮くださるようお願いします。

【日程】

■健診日程 10月29日(木) 15:00～(予定)

■場所 多賀町総合福祉保健センター ふれあいの郷

■内容 内科検診・歯科検診等

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、変更する場合があります。

学校支援ボランティアだより

「七夕お楽しみ会」でのおはなし会(大滝たきのみやこども園)

7月7日、大滝たきのみやこども園では「七夕お楽しみ会」がおこなわれ、子どもの本のサークル「このゆびとまれ」の4人の方々により、ハンドベルや紙芝居、ゲーム、大型絵本などでおはなし会を盛り上げていただきました。全員がマスクをした中での会でしたが、園児たちはそれぞれの出し物の世界に入り込み、歌を歌ったり、問いかげに答えたりして楽しいひとときを過ごしました。サークルの方からは、「私たちこそ楽しませてもらいました。」と感想をいただきました。



▲ハンドベルの曲に合わせて一緒に歌いました

中学校「朝読書」の時間に読み聞かせ(多賀中学校)

多賀中学校では、毎朝授業の前の10分間に生徒各自で本を静かに読む「朝読書」の時間が設定されています。それに加え、7月よりボランティアさんによる朝の読み聞かせがスタートしました。年齢に応じた、10分間で読み終える本を選んでいただき、生徒たちは静かに聞き入っていました。中学生への読み聞かせは、近隣の市町でもおこなわれています。多賀町は試行段階で、1年生のみを対象に月に2回程度実施しています。今後さまざまなジャンルの本との出会いがありそうです。読み聞かせのボランティアに興味のある方はぜひご連絡ください。



▲静かな教室に読み聞かせが響きました

今月も多くのボランティアの方にご協力をいただきありがとうございました。

産業環境課(環境) (有)2-2030 (電)48-8118 (F)48-0594

資源回収のお知らせ

実施団体	実施日時	実施場所	回収品目
多賀小学校	9月12日(土) 予備日9月20日(日)	調整池駐車場 (B&G海洋センター下)	新聞、雑誌、ダンボール、古着、アルミ缶

資源回収のルール……必ずお守りください！！

★分別を徹底してください。

新聞……新聞、折込チラシをひもで縛る。

雑誌……書籍、パンフレット、封筒、包装紙等をひもで縛る。

ダンボール……ダンボール、お菓子などの紙箱をひもで縛る。

★窓明き封筒、感熱・感光紙、複写紙、ワックス加工紙(紙コップ・皿)等は出せません。

★古着は古着(学生服を除く)のみで布団、毛布類、カーテン、タオル等は出せません。

★古着は中身の見えるビニール袋に

入れてください。

詳しくは、各団体から配布されるチラシをご覧ください。

町内の方ならどなたでも持ち込み可能です。この機会にぜひお出しください。

産業環境課(農政) (有)2-2030 (電)48-8117 (F)48-0594

農業委員会だより

7月21日に農業委員会の臨時総会が開催され、新会長に小菅建次氏が、職務代理者に喜多喜代美氏が選任されました。任期は、令和5年7月19日までの3年間です。

また、農地利用最適化推進委員の承認がなされ、次の6

氏名	担当地域
三和伸一郎	多賀(尼子)、四手、大岡、佐目、南後谷、大君ヶ畑
桂 善蔵	八重練、河内、霊仙、保月、水谷、栗栖、一円
山本 邦秀	久徳、木曾、月之木、中川原
土田 徳孝	土田、敏満寺、猿木
富尾 昌博	藤瀬、富之尾(梨ノ木)、榑崎、壺
西河 安男	川相、一ノ瀬、仏ヶ後、樋田、萱原、大杉、小原、霜ヶ原

人の方が選任されました。

推進委員さんには、主にふだんの農地パトロールや身近な相談役として活動していただきます。皆さんお気軽にご相談ください。

第8回農業委員会総会のお知らせ

■日時 9月9日(水) 13:30～

■場所 役場2階 大会議室

※農地転用等の申請受付期限は、総会開催月の前月の20日(閉庁日の場合はその前日)です。

※農業委員会総会で審議された内容は、町ホームページでご覧いただけます。

税務住民課 (有)2-2031 (電)48-8114 (F)48-0594

家屋評価にご協力をお願いします

税務住民課では固定資産税(町税)および不動産取得税(県税)の適正な課税をおこなうため、地方税法第353条(固定資産税の調査に係る質問検査権)に基づき、主とその年の1月1日以降に新築された家屋(住宅・店舗・倉庫など)について、毎年9月頃から家屋評価を実施しています。

所有者またはご家族の方の立ち会いのもと、担当職員が各部屋の内装(内壁・床・天井等の素材)、設備(風呂・ト

イレ・キッチンなど)、外観(屋根・外壁等)の調査をおこないます。

また、調査終了後は、固定資産税および不動産取得税のあらましや軽減制度、住宅借入金等特別控除、多賀町若者定住支援事業等の情報提供をさせていただきます。

今年度家屋評価の対象となる方につきましては、事前にご案内したうえで、順次訪問させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

粗大ごみ収集のお知らせ

産業環境課（環境）（有）2-2030（電）48-8118（F）48-0594

粗大ごみ収集のお知らせ

粗大ごみ収集を次のとおり実施しますのでお知らせします。

なお、収集日当日は交通渋滞が予想されますので、各対象地域指定日の搬入にご協力をお願いします。

必ずお守りください！

- ・20cm×20cm×20cm以上が粗大ごみの対象です。それ以下は指定ごみ袋に入れてごみ集積所に出してください。
- ・指定時間内(7:00～9:00)に搬入してください。
- ・家具等のガラスは収集できません。はずして燃えないごみに出してください。
- ・事業活動(農業も含まれます)により発生したものは収集できません。
- ・石油ストーブ等は燃料抜きをしてから出してください。
- ・金属製品、木製品、その他の製品、小型家電に分別して出してください。
- ・ルールが守られない場合、職員が確認、注意させていただく場合があります。

家庭用でも回収できない主なもの	以下のごみはお持ち帰り願います。 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、オートバイ、ガラス、スプリングマットレス、タイヤ、爆発物、危険物(例：バッテリー、ガスボンベ、消火器等)、レンガ・ブロック、耐火金庫、ふとん、たたみ、じゅうたん、毛布、ピアノ、農業用機械等
------------------------	--

指定日時	収集場所	対象地域
10月3日(土) 7:00～9:00	調整池駐車場 (B&G海洋センター隣)	四手・大岡・八重練・土田・芹谷地区・脇ヶ畑地区・栗栖・一円・木曾・久徳・月之木・中川原
10月10日(土) 7:00～9:00	滝の宮スポーツ公園駐車場	川相・藤瀬・富之尾・榎崎・一ノ瀬・佛ヶ後・樋田・萱原・大杉・小原・霜ヶ原
10月17日(土) 7:00～9:00	調整池駐車場 (B&G海洋センター隣)	多賀・尼子・敏満寺・猿木・梨ノ木・佐目・南後谷・大君ヶ畑・グリーンヒル多賀・神田

※指定時間はいずれも7:00～9:00までとなります。

粗大ごみ収集時に使用済小型家電の回収もおこないます。

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、貴金属やレアメタル(希少金属)など貴重な資源が含まれています。これらの資源を回収し再利用するために、不要になった小型家電の拠点回収をおこないます。小型家電のリサイクルにご協力をよろしくをお願いします！

回収する使用済小型家電は、65品目(回覧文書、HP等でご確認ください)です。

家庭から出る使用済み小型家電(乾電池等で使うコンセント等にさして使う製品)とその付属品になります。

粗大ごみ収集時に使用済蛍光管の回収もおこないます。

蛍光管には水銀が使用されている製品もあり、適正な処理の必要があります。公共施設での拠点回収をおこなっていますが、粗大ごみ収集時にも使用済蛍光管の回収をおこないます。ごみの適正処理にご協力をよろしくをお願いします！

回収する使用済蛍光管は、環状管型・直管型蛍光管です。
ボール型、ツイン型、電球型、点灯管(グロー球等)蛍光管は対象外(燃えないごみ)です。

詳細は多賀町ホームページをご覧ください。産業環境課までお問い合わせください。

新型コロナウイルスに伴う傷病見舞金／追納制度／民児協だより

税務住民課(住民)（有）2-2031（電）48-8114（F）48-0594

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病見舞金の支給のご案内

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者のうち、自営業者などの事業収入がある方で新型コロナウイルス感染症に感染した方へ、申請により傷病見舞金が支給されます。

■対象となる方 事業による収入を得ている方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方

■支給額 一律 10万円

■支給対象とならない場合 国民健康保険および後期高齢者医療保険の制度による傷病手当金を受けられる場合は、傷病見舞金の支給対象とはなりません。

■申請の仕方 申請には、受診した医療機関の証明が必要です。詳しくは、税務住民課までお問い合わせください。

税務住民課(住民)（有）2-2031（電）48-8114（F）48-0594

日本年金機構 彦根年金事務所 国民年金課（電）23-1114

追納制度をご存じですか？

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、追納した金額を社会保険料控除として申告することにより、所得税・住民税が軽減されます。ぜひ、追納をおこなっていただくことをお勧めします。

なお、追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。(たとえば、令和2年

9月に承認された場合は、平成22年9月分から)

追納を希望される場合は、国民年金保険料追納申込書を年金事務所に提出することになります。なお、一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納することができませんのでご注意ください。(たとえば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)

また、追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。将来の老後の安心に備えて、追納制度をご利用ください。

福祉保健課（有）2-2021（電）48-8115（F）48-8143

たが民児協だより 民生委員・児童委員～支えあう住みよい社会 地域から～

先日、町主催の「あたまの健康チェック」というイベントが開かれました。どのような症状を認知症といい、また、どのような検査をされるのか知りたいと思い参加することにしました。内容は、保健師さんが言われた物の名前を、後でいくつ言えるかというものでした。幸い、検査の結果は特に問題はありませんでしたが、物忘れは目立つが日常生活には支障がない「軽度認知障害」ということで、この状態を経て認知症になるということを知りました。そして、この段階で活動的な生活をし、生活習慣を見直すことが大事であることを教えていただきました。積極的な社会参加や対人交流を増やすことは、認知症予防にはとても重要です。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染予防のためにほとんどの行事が中止となり、外出を控えるようになったこ

とで、人との交流が途絶えがちになり、会話をしなくなってしまいました。このことは、軽度認知障害の悪化に拍車をかけます。

地域のサロンも同様にしばらく中止していましたが、感染症対策を講じながら徐々に再開しています。以前のような運営はかないませんが、出かけて行けば顔なじみの人にも会え、皆さんとお話もでき、楽しいひと時を過ごすことができますので、認知症予防や介護予防の一助になると思います。

このようなサロンの運営に民生委員・児童委員が関わることによって、地域の方と顔なじみになり気軽に声かけできるような人間関係を築いていきたいと思っています。今後とも私たちの活動にご理解とご協力をお願いいたします。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8155 (F)48-8143

9月は「世界アルツハイマー月間」です

1994年に「国際アルツハイマー病協会」(ADI)は世界保健機構(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、また9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、認知症の理解を深めるためのさまざまな取り組みをおこなっています。

わが国でも全国各地で認知症に対する啓発活動がおこなわれ、これらの取り組みの一環として、多賀町でも、9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、「認知症を知る・読む

むキャンペーン”をおこないます。これは、今回初めて町立図書館と地域包括支援センターが連携し、本を通しての認知症啓発の取り組みが実現したものです。「認知症」に関心のある方は、ぜひこの機会に町立図書館の「認知症資料コーナー」にお立ち寄りください。

また、「認知症」のことで気になることがある方(予防や認知症の人の対応などが聞きたいなど)は多賀町地域包括支援センター(福祉保健課)にお気軽にご相談ください。

図書館長おすすめ認知症関連図書



『認知症になった家族との暮らしかた よくある「困りごと」への対応がわかる』

認知症の人と家族の会／監修

ナツメ社／出版

家族が認知症になったらどうすればいいのでしょうか。毎日の生活の中でよく起きる「困りごと」を解決するヒントや、介護にまつわる家族・親戚間のトラブルを防ぐポイントなどをイラストやマンガとともに紹介します。



『認知症の私からあなたへ 20のメッセージ』

佐藤 雅彦／著

大月書店／出版

記憶が消えても記録は残る。51歳のときにアルツハイマー病と診断されながら、知恵と工夫で一人暮らしを続けてきた著者による、勇気と励ましに満ちたメッセージ。



『ペコロスの母に会いに行く』

岡野 雄一／著

福岡：西日本新聞社／出版

62歳の漫画家の息子が認知症の母との

可笑しくも切ない日々を描きます。

映画にもなりました。



総務課(人権推進) (有)2-2001 (電)48-8121 (F)48-0157

9月は同和問題啓発強調月間です

県および市町では、県民一人ひとりが同和問題についての理解と認識を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、主体的に行動していけるよう啓発に取り組んでいます。

しかしながら、依然として差別事象が発生するなど人権尊重の理念が県民各層に十分浸透していない状況がうかがえることから、人権意識の高揚を基調として、差別意識が解消されるよう一層の啓発活動を推進する必要があります。

また、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、地方公共団体には必要な啓発をおこなうよう努めることが求められています。

こうしたことから、県および市町では、本年も9月を「同和問題啓発強調月間」と定め集中的に啓発行事を実施することとします。

人権問題は、誰もが加害者、被害者になり得る身近な問題です。一人ひとりが正しい人権意識を持ち部落差別のない社会の実現を目指しましょう。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 (F)48-8143

こんにちは保健師です

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年9月10日から16日までの一週間を「自殺予防週間」として定め、国民一人ひとりが自殺予防について考える機会となっています。

「最近、イライラして落ち着かない」「肩こりや頭痛が続いている」などの心身に現われる症状は、積み重なったストレスが原因かもしれません。心の不調に早く気付いて、周りの人や相談機関に相談することが大切です。

自分でできること

規則正しい生活習慣でストレス解消

バランスの良い食生活を送りましょう

一日3食、栄養バランスのとれた食事をとる。早食いににならないようゆっくり噛む。

効果もみられます。ウォーキングやストレッチなど、有酸素運動が特に効果があるといわれています。

ないようにするための役割を担っています。夜更かしは避けて、朝晩メリハリのついた生活を過ごす、入浴等リラックスをしてから布団に入るなど、質の良い睡眠をとることが重要です。

快適な睡眠が大切です

睡眠は疲労を回復させたり、心と体をゆっくり休めてストレスをため込ま

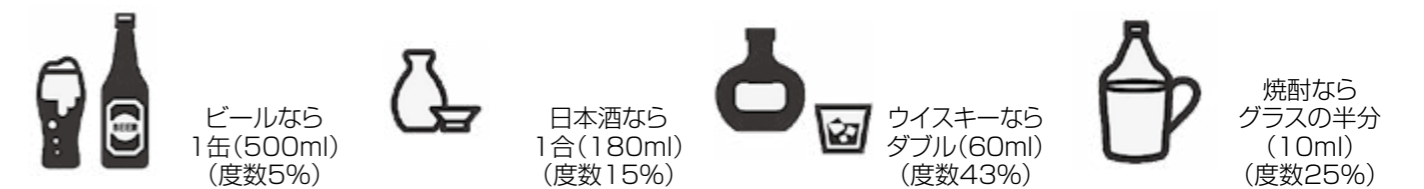
運動習慣をつけましょう

体を動かすことで、心の病気を防ぐ

お酒は適量を守りましょう

適量を超えると不眠を招いたり、体調不良をおこしやすくなってしまいます。

☆お酒の適切な飲酒量目安(1日あたり)



身近な人ができること

自殺のサインを見逃さないで

自殺は前触れもなく突然起きるといわれることがありますが、そうとは限りません。自殺に傾く人は、何らかのサインを発していることが少なくないのです。

こんなサインに注意

- ・口数が減って元気がない
- ・「消えてしまいたい」「死んだら楽になる」などと口にする
- ・孤立している
- ・大量のお酒を飲むようになる
- ・自分の健康をかえりみない

打ち明けられたときはゆっくり話を聴く

ねぎらう

打ち明けてくれたことに誠意を示し、抱えてきた苦勞をねぎらいましょう。

聴く

相手の話をじっくり聴き、共感します。助言や結論を急いではいけません。

つなぐ

適切な相談者や機関へつなぎつ、引き続き支援をしてあげましょう。

自殺予防やこころの健康を支援する相談窓口

滋賀県自殺予防電話相談 (電)077-566-4326
 滋賀いのちの電話 (電)077-553-7387
 福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115

多賀町立図書館 (有)2-1142 (電)48-1142 (F)48-1142

図書館カレンダー()…休館日 ※延長開館は中止となりました

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

※9月24日(木)は整理休館日です。

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※10月29日(木)は整理休館日です。

▼▼▼ 新型コロナウイルス感染症対策として館内消毒作業をおこなうため、閉館時間を30分繰り上げています。▼▼▼

開館時間 火～金 10:00～17:30 土・日 10:00～16:30

図書館の資料は町民皆さんの財産です ていねいに取り扱いください
次にお待ちの方のためにも、期限内に返却してください

お知らせ

中止のお知らせ

下記事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。どうぞご了承下さい。

- ①9月の「おはなしのじかん」
- ②9月の「映画会」

貸出の延長について

貸出期限の延長は、期限内に1回のみで、お申し出いただいた日から1週間です。電話・インターネットでも手続き可能です。ただし、返却期限を過ぎると延長できません。また、予約が入っているもの、すでに1度延長済みのものも延長できません。一度図書館へ返却をお願いします。

3週間の借り直しにつきましても、同様の取り扱いとなります。多くの方にお使いいただけるよう、ご理解・ご協力をお願いします。

長期延滞による貸出制限について

図書・AV資料等を長期延滞されている方は、お手持ちの資料を返却いただくまで、新たに借りていただけません。また、破損・紛失された場合には弁償となりますので、ご注意ください。



移動図書館「さんさん号」巡回のお知らせ ※6月から第1水曜日の巡回場所に「多賀結いの森」が加わりました

	9月	10月	図書館出発	巡回場所・駐車時間		
第1水曜日	2日	7日	13:00	多賀清流の里 (玄関前) 13:30～14:00	多賀結いの森 (駐車場) 14:15～14:45	ふれあいの郷 (ふれあいの郷前駐車場) 15:00～15:30
Aコース (大滝方面) 第1木曜日	3日	1日	12:30	大滝小学校 (わたり廊下) 12:50～13:30	犬上ハートフルセンター (玄関前) 14:30～15:00	大滝たきのみやこども園 (玄関前) 15:50～16:20
Bコース (多賀方面) 第2水曜日	9日	14日	12:30	多賀小学校 (玄関前) 12:50～13:30	多賀幼稚園 (運動場) 14:00～14:30	多賀ささゆり保育園 (玄関前) 15:55～16:25

・利用カード、本ともに図書館と共通です。・返却日は次の巡回日です。・天候等の都合で巡回中止になる場合があります。

多賀町立博物館 (有)2-2077 (電)48-2077 (F)48-8055

観察会

多賀の花の観察会 ～小さな花たちの観察～

今回は高取山で、ちょっと地味だけどしたたかに生きる季節の草花を観察します。可愛い花を探したり、植物の生態についてお話を聞いたりしながら、身近な自然を楽しみましょう。

- 日時 9月17日(木) 9:30～12:00
- 集合場所 あげぼのパーク多賀 駐車場
- 参加費 100円(保険料)+高取山ふれあい公園入園料200円

■主催 多賀植物観察の会
■共催 多賀町立博物館
※事前申込は不要です。当日動きやすい服装でお越しください。
※雨天決行ですが、警報発令時は中止です。

企画展

地質と信楽焼

「信楽焼 〈わび・さび〉の美の秘密とヒストリー」をテーマに、滋賀県立陶芸の森、甲賀市水口歴史民俗資料館、甲賀市土山歴史民俗資料館、多賀町立博物館の4館が連携展示を開催します。それぞれの館の特色を活かした展示を

おこないます。当館では、信楽焼の素材である土の生い立ちから、信楽焼の魅力を探ります。
■会期 9月12日(土)～11月8日(日)
■会場 多賀町立博物館 美術工芸展示室ほか

ワークショップ

アーティストと一緒にねんどであそぼう

ねんどを細長くして繋げたり、積み上げたり、作れる形は無限大！ 20kgのねんどを使って色々な形を作ってみませんか？

- 日時 9月27日(日)
午前の回 10:00～12:00
午後の回 13:30～15:30
- 会場 多賀町立博物館

■参加費 500円
■対象 3歳～小学生(保護者同伴、各回10人)
■申し込み 事前の申し込みが必要です。多賀町立博物館へ電話でお申し込みください。
※上記のイベントは新型コロナウイルス感染症の状況により、延期または中止となる場合があります。

福祉保健課 (有)2-2021 (電)48-8115 (F)48-8143

第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のご案内

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給されます。

1.支給対象者等

令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

④上記以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

2.支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

3.請求期限

令和5年3月31日まで(この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。)

4.請求窓口

福祉保健課
請求手続きなどのお問い合わせ
福祉保健課(総合福祉保健センター内) (電)48-8115
滋賀県健康福祉政策課 (電)077-528-3514

多賀町中央公民館「多賀結いの森」 南3-3962 電話48-1800 (F)48-2363

多賀町中央公民館「多賀結いの森」カレンダー()…休館日

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27 コンサート	28	29	30			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25 コンサート	26	27	28	29	30	31

9月のイベント

「ささゆりコンサート」開催のお知らせ 先着100人 参加費無料

9月の「ささゆりコンサート」は、チェンバロという珍しい楽器を使った演奏会を予定しています。チェンバロの音色を聞ける機会もなかなかないと思いますので、ぜひこの機会にお楽

しみください。

オータムコンサート2020

■日時 9月27日(日)
14:00～16:00

- 場所 多賀町中央公民館「多賀結いの森」 ささゆりホール
- 出演者 足木 かよ(バイオリン)、小林 祐香(チェンバロ)

多賀町中央公民館「多賀結いの森」で「ささゆりコンサート」を開催しました

8月から新しく始まった「ささゆりコンサート」の、多賀結いの森での記念すべき第1回目は、彦根エコーオーケストラ木管トリオの皆さんによる演奏会を開催しました。当日は73人の方々にご参加いただき、皆さんホールに響きわたる美しい音色に聞き入っておられました。今後も新型コロナウイルスの対策をしながら続けていく予定ですので、町民の皆さんのご参

加をお待ちしています。

お願い

コンサート開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止対策のためホールの使用方法や内容を一部制限して開催をいたします。ご来場いただく際には、手指消毒、マスクの着用など各自感染防止対策をしてお越しください。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解の程よろしくお願いたします。



▲演奏会のようす

お知らせ 多賀町商工会からのお知らせ「創業セミナー」開催!! ～あなたの夢を全面サポート～

セミナーでは、講義だけでなく、演習を通じ、創業についてのノウハウを身につけていただけます。ぜひ、ご参加ください。

開催日時

セミナー
10月18日(日)・25日(日)11月1日(日)・8日(日)・15日(日)
各10:00～16:00

個別相談会

11月29日(日) 10:00～16:00

■受講対象者 ①創業を目指す方
②創業に興味・関心があり、知識

や手法を習得したい方

③創業間もなく、事業を軌道にのせたい方

■定員 先着20人

■参加費 3,000円

■会場 愛荘町商工会 愛知川支所
(愛知郡愛荘町愛知川72)

■申込方法 愛荘町商工会
(電話42-2719)

(F)42-5608

(P)https://aisho.or.jp/

お問い合わせフォームから内容欄に「創業セミナー受講希望」とご記入のうえ、必要項目を入力し送信願います。

■主催 愛荘町商工会・稲枝商工会・豊郷町商工会・甲良町商工会・多賀町商工会

日本に住む全世帯参加の国勢調査はじまります。
Let's Join!!
#みんなの国勢調査

インターネット回答期間
9/14(月)～10/7(水)

調査票(紙)での回答期間
10/1(木)～10/7(水)

国勢調査2020
https://www.kokusei2020.go.jp/

国勢調査2020

総務省統計局・都道府県・市区町村

「確かな未来」が会社を変える。

中退共 CHU-TAI-KYO で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
 - 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。
- 詳しくはホームページをご覧ください
http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

今月の足腰シャキッと教室

- 実施日 9月2日(水)・16日(水)・30日(水)
- 対象者 65歳以上の方(運動制限を受けている方はご相談ください)
- 時間 13:30～15:30
- 場所 ふれあいの郷(送迎ご相談ください)
- 持ち物 お茶、タオル、筆記用具、参加費100円

お問い合わせ 福祉保健課 南2-2021 電話48-8115

今月の介護者さんのおしゃべり会

- 実施日 9月24日(木)
- 対象者 寝たきりや認知症の高齢者を、在宅で介護されている方
- 時間 10:00～11:00
- 場所 ふれあいの郷談話室

心配ごと相談

- 今月の相談日 9月16日(水)
 - 来月の相談日 10月16日(金)
 - 時間 いずれも9:00～11:00
 - 場所 ふれあいの郷ボランティア室
- お問い合わせ
多賀町社会福祉協議会
(南)2-2039 電話48-8127

相談・健診・広場の案内等

〈相談等〉(表記の時間は受付時間です)

すくすく相談	10月20日(火)	10:00~11:00	子どもの健康、子育てに関する相談を受け付けています。
--------	-----------	-------------	----------------------------

※申し込み制になりましたので、相談を希望される方は福祉保健課までお電話ください。

〈健診等〉(表記の時間は受付時間です)

4カ月児健診	10月5日(月)	13:15~13:30	R2年5月生まれの乳児
10カ月児健診	10月5日(月)	13:30~13:45	R1年11月生まれの乳児
2歳6カ月児健診	10月6日(火)	13:30~13:45	H30年3・4月生まれの幼児
3歳6カ月児健診	10月14日(水)	13:30~13:45	H29年3・4月生まれの幼児
整形外科健診	10月28日(水)	13:40~14:00	R2年7・8月生まれの乳児
胃がん・肺がん・大腸がん検診	10月2日(金)	9:00~11:00	胃がん・肺がん・大腸がん検診の申込者
胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診	10月21日(水)	9:00~11:00	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診の申込者
結核レントゲン健診	10月27日(火)	集落巡回で実施します。	65歳以上の方(個別で通知します)
結核レントゲン健診	10月29日(木)		

☆乳幼児健診には、必ず母子健康手帳・質問票を持ってきてください。
 ☆2歳6カ月児健診・3歳6カ月児健診を受けられる方は、歯ブラシとコップを持ってきてください。

◎予防接種のお知らせは、4月号と10月号に掲載します。出生後にお渡しした「のびっこ手帳」や多賀町ホームページにも掲載していますので、併せてご覧ください。

多賀子育て支援センター(多賀町福祉保健センターふれあいの郷内)／多賀町子ども・家庭応援センター主催
 (有)2-8137 (電)48-8137

〈広場の案内等〉

わくわくランドで遊ぼう	月曜日~金曜日	9:00~12:00	親子で遊んだり、親同士が語りあったりする場としてご利用ください。
子育て相談		13:00~14:00	お気軽にご相談ください。
登こあら広場(0歳児)	9月9日(水)	10:00~	9月は合同で親子運動遊びを楽しみます。3密を避けるため、0・1歳児と2・3歳児の2グループに分けて活動します。
録ペンぎん広場(1歳児)	9月16日(水)		
きりん・にじ広場制(2・3歳児)	9月16日(水)		
おはなしポケット	9月29日(火)	10:30~	親子でお話の世界を楽しみます。希望者は参加申し込みをしてください。

※新規で広場の登録ご希望の方は、上記までご連絡ください。登録申請書は、福祉保健センター窓口、子ども・家庭応援センターにあります。
 ※上記行事は、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止・変更となることがあります。
 ※詳細は、「ここにこメール9月号」をご覧ください。

「子どものけんこう」

おむつはずれ

3歳はおむつをはずすための体の準備ができています。おしっこを出すための神経(脳と膀胱をつなぐ)がほぼできあがる時期です。

間隔が2時間くらいあいてくると、膀胱におしっこがたまったことを感じるようになり、子どもはもぞもぞしたりして、サインを出すようになります。子どもの出すサインにたいねいに反応し、オシッコをしたいという感覚を育てていきましょう。失敗しても叱らず、うまくできたらほめてあげましょう。

昼間のおむつが取れて、パンツに切り替わったら夜のおむつを取る時期です。

夜のおむつを卒業できるポイント

- 安定したホルモンが出るように生活リズムを整えましょう。
- 夕食は眠る2時間前までにすませましょう。食後はおしっこを作る働きがさかんです。
- 塩分の摂り方に気を付けましょう。味付けが濃いと水分をたくさん摂ってしまいます。
- 夜は途中で起こさないようにしましょう。安定したホルモンが出にくくなります。
- 昼間におしっこをためて、出すことを練習しましょう。膀胱が大きくなり、オシッコがためられるようになります。

※からだは準備の途中です。失敗しても叱らないで、布団をぬらさない工夫が必要です。



☆特記のない場合、会場は「多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷」です。

福祉保健課
 (有)2-2021
 (電)48-8115

令和2年10月 多賀町し尿収集カレンダー

日(曜日)	午 前 集 落	午 後 集 落
2日(金)	菅原①・川相①	菅原①・川相①
6日(火)	一円①・木曾①	不定期
8日(木)	久徳①・栗栖①②	久徳①・栗栖①②
13日(火)	多賀①②・敏満寺①・富之尾① 大君ヶ畑①・佐目①・南後谷①③	多賀①②・敏満寺①・富之尾① 大君ヶ畑①・佐目①・南後谷①③
16日(金)	大杉②③・仏ヶ後②③	大杉②③・仏ヶ後②③
19日(月)	菅原②	不定期
20日(火)	月之木①・土田①・中川原①	月之木①・土田①・中川原①
26日(月)	一ノ瀬①・樋田②・藤瀬①・小原①②③	一ノ瀬①・樋田②・藤瀬①・小原①②③
27日(火)	大君ヶ畑①②③	大君ヶ畑①②③
28日(水)	川相②③	川相②③
30日(金)	佐目③・霜ヶ原②・敏満寺①	佐目③・霜ヶ原②・敏満寺①

※「一」の日時は、他町の集落の収集日となっています。
 ※不定期でお申し込みの方は、原則として不定期日での収集となります。
 ※集落名の後にある○印の数字は、お申し込みいただいた収集回数を表しています。
 ①は1カ月に1回、②は2カ月に1回、③は3カ月に1回でのお申し込みを表し、「菅原①」とある場合は1カ月に1回で申し込みいただいたお宅を収集させていただきます。
 なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。
 ※1月に2回でお申し込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2~3日は前後します)に収集させていただきます。

おたのしみ クロスワード

①	⑧		②	⑩
③				
④			⑤	
⑥		⑨		
		⑦		

ヨコの鍵

- 一日中ずっと。○○クジチュウ
- テレビや電話などで正確な時間を知らせること。○○ウ
- 無料の反対。
- 自分の力を試したくてうずうずすること。○○が鳴る
- ジブリの名作。モノ○○ヒメ
- 言語で表現する芸術作品。
- 長さの単位で約4kmのこと。

タテの鍵

- 9月22日です。○○○○○の日
- 相撲の番付で、一番下の地位。
- 電気が漏れている状況。
- 戦いに勝利し、帰還すること。○○セン
- 三権分立の一つ。シ○○ン。

先月号の答え

①	⑥	⑦	⑧	⑨
ラ	ス	シ	コ	ウ
	②			
	イ	メ	ー	ジ
③				
オ	ボ	ン		ヨ
④				
バ	ツ	ソ	ク	
		⑤		
ン		カ	デ	ナ

「湘南(ショウナン)」でした
 7月号の応募総数は39人
 正解率は100%でした!

問題

クロスワードを回答して、二重枠の文字を並び替えてできる言葉をお答えください。

答えがわかたら▶郵便はがきで、解答と住所・氏名を記載のうえ「広報たが」へのおたよりやご意見を企画課までお送りください。有線FAX・多賀町ホームページの回答フォームからでもOKです。正解者の中から抽選で10人の方に粗品を進呈します。発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。

ヒント：ある方々を敬うこと

□ □ □ □

FAXの場合 有線FAX 2-2018
 NTTFAX 48-0157
 PCの場合 http://bit.ly/tagaquiz

クイズの解答締め切りは 9月25日(金) です。

ひとのうごき	放射線量
令和2年7月末現在。()内は前月比	※役場前にて、3回測定平均値
人口…………… 7,622人(-9)	出生者数…………… 7人
男性…………… 3,698人(-7)	死亡者数…………… 9人
女性…………… 3,924人(-2)	転入者数…………… 6人
世帯数………… 2,899世帯(+5)	転出者数…………… 12人
	8月3日
	0.05μsv/h
	8月17日
	0.04μsv/h

健康レシピ 豆苗とじゃがいもの きんぴら風



豆苗は、βカロテンを多く含む緑黄色野菜です。βカロテンは油との相性が良いので、油炒めがおすすめです。

材料(4人分)

- | | |
|--------------|--------------|
| 豆苗……………1袋 | 赤唐辛子……………1本 |
| じゃがいも ……2個 | しょうゆ ……さじ2 |
| ベーコン……………1枚 | 酒 ……小さじ2 |
| しめじ……………1/2袋 | ごま油……………小さじ1 |

作り方

- 豆苗は根元を切り落として3等分に切る。じゃがいもは細切りにし、さっと水にさらしてから水気を切る。ベーコンは1cmに切り、しめじは石づきをとってほぐす。赤唐辛子は種を取り除いて小口切りにする。
- フライパンにごま油を熱し、ベーコン、じゃがいも、しめじ、赤唐辛子を炒める。火が通ったら豆苗を加えてさっと炒め、しょうゆ、酒で味付けする。

調理時間 約15分

(1人分)エネルギー86kcal/塩分0.5g

管理栄養士 柴つちの ワンポイント アドバイス



**ワンポイント
豆苗ってどんなもの？**
★豆苗はえんどう豆の若芽でビタミン類を豊富に含む緑黄色野菜です。特にβカロテンを多く含み、これは抗酸化作用があり「老化」や「動脈硬化」などを予防する効果が期待できます。
★βカロテンは油と一緒にとると吸収率がアップするので、油炒めなどの献立がおすすめです。
★豆苗は通年安定して入手可能で比較的安価な食材です。さらに使用後も根だけを水に浸して育てれば、再び新しい芽が成長して再収穫できます。

レシピに関しては、福祉保健課(有)2-2021 (電)48-8115 (ふれあいの郷)までお問い合わせください♪

／ 広報がアプリで読める／
まちを好きになるアプリ
マチイロ
行政情報アプリ「広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル！
自治体をもっと身近になる機能が盛りだくさん！
1 後立行政情報を見逃さない！
2 自分に合わせた情報が届く！
3 いろいろなまちの魅力をお届け！
ダウンロードはこちらから
App Store からダウンロード
Google Play でインストール
●アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとにご負担となります。●広告が表示されますが、「広報たが」とは関係ありません。●お問い合わせ：メール→ 電052-716-1404

多賀町民憲章

鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたしたちは、日常生活の心構えとしてこの町民憲章を定めます。
わたしたち多賀町民は
一、郷土に住む喜びを感謝し、
平和で明るい町をつくります。
一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、
かおり高い文化の町をつくります。
一、互いに励まし助けあい、
心のふれあう町をつくります。
一、清くたくましい青少年のそだつ、
健全な町をつくります。
一、働くことに喜びをもち、
しあわせな家庭、豊かな町をつくります。
昭和53年11月10日制定

多賀町の鳥・木・花

ウグイス スギ ササユリ

スマートフォンの方へ

スマートフォン・タブレットなどのモバイル端末からも「多賀町ホームページ」がご覧いただけます。
端末でQRコードを読み取るか、「多賀町」で検索して今すぐアクセス!!
多賀町
検索

多賀町ホームページ
<https://www.town.taga.lg.jp>

お問い合わせに関するお知らせ

メールによる記事へのお問い合わせは、多賀町ホームページの「各課の窓口・連絡先」から問い合わせフォームにてご連絡ください。

表紙写真■犬上川ダムをドローン撮影しました。犬上川上流に築かれた高さ約45mの発電、かんがい用のダムです。

編集後記■編集者は最近、キャッシュレス化しました。現金を持ち歩かない生活は非常に快適です。町民の皆さんはどっち派ですか？

「広報たが」についてご意見などがございましたら企画課まで連絡をお願いします。

広報たが9月号 発行■多賀町役場 編集■企画課
〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324
電話 48-8115 毎月発行